**就業規則変更に関するご説明**

令和●年　月　日

従業員の皆様へ

　●株式会社

代表取締役　●

　当社においては、以前より就業規則を作成し・社内の基本的なルールを定めておりましたが、今般、就業規則等関連規程を見直し、整備いたしました。

以前の就業規則（以下は「旧規則」といいます。）での不備・不明確な点を全て点検し、より実態に即した形での就業規則への変更を考えております。

改訂後の就業規則（以下は「新規則」といいます。）の変更点は詳細にわたりますので、本日概要をご説明いたします。

　詳細な内容につきましては、新規則の全文を用意がありますので、別日程にてご覧いただければと思います。ご質問については７月１７日を期限に、随時受け付けます。各事業場の従業員の皆様からの質問・ご意見をお取りまとめ下さい。

その上で、各従業員代表（正社員代表、限定正社員代表、パートタイマー代表の各１名）としてのご意見を、７月末日までに「意見書」の形で提出お願いします。よろしくお願いいたします。

記

１　正社員就業規則

　⑴　規程の趣旨・内容

　　　正社員就業規則は、当社の正社員（期間の定めがなく、職務内容及び勤務地も限定もなく、基幹的業務を担う社員）を対象とする規程です。

　⑵　概要のご説明

　　①　第１章　総則

　　　　就業規則が誰に適用されるのか、どういうルールを定めるのかがこれまで若干不明瞭なところがありました。この点を改めて明確にして整理した総則を定めています。

　　②　第２章　人事

　　　　採用、内定、試用期間のルールも定めています。

　　　　また、異動に関するルールについて、今後状況次第で活用する可能性もあるため、出向・転籍などの規定を設けております。

　　③　第３章　勤務

　　　　現在の勤務に合わせた所定労働時間・休日関係、休暇関係、休職関係を定めています。

　　　　休暇については労働基準法等の法令に則った規定を整理しました。

　　　　特に最近、病気欠勤等で休職が問題になることが多いので、休職規定は詳細に定めています。

　　　　フレックスタイム制等は現時点では利用しませんが、今後状況次第で活用する可能性もあるため、規定を設けております。

　　　　特別な有休規定となる特別休暇の規定を新設しています。

　　④　第４章　退職及び解雇

　　　　退職、定年、解雇について定めています。退職手続等についても定めています。

　　⑤　第５章　服務規律

　　　　皆さんに守っていただくルールを詳細に定めています。いずれも社会人・従業員としての最低限のルールとなりますので、熟読いただければと思います。各種届出等のルールも決めています。

　　⑥　第６章　賃金

　　　　賃金については賃金規程に詳細を譲っています。

　　⑦　第７章　表彰、懲戒

　　　　皆様の貢献に対する表彰の定め、問題があった場合の懲戒に関する詳細を定めています。

　　　　懲戒事由としては、問題となる非違行為（問題行為）についてあらゆる場面を想定しています。

　　⑧　第８章　安全衛生

　　　　皆様の安全や健康管理に関して定めています。

　　⑨　第９章　災害補償

　　　　労働基準法の沿った規定です。

　　⑩　第１０章　雑則

　　　　その他雑則を定めています。

２　賃金規程

　　給与の支払い内容や時期、その他のルールを明確にするものです。

３　育児介護休業規程

　　育児休業等、介護休業等の詳細を定めています。基本的には育児介護休業法の関連規定に従ったルールです。

４　パートタイム就業規則

　⑴　規程の趣旨・内容

　　　正社員よりも勤務時間の短いパートタイマーについては、正社員就業規則ではなく、パートタイム就業規則が適用されます。その責任の違いなどから、一定のルールの区分けが必要であるため、規則を分けるものです。

　　　もっとも、近時問題となっている同一労働同一賃金のルールに配慮しております。

　⑵　概要のご説明

　　　パートタイマーの皆様については、第５条のとおり、正社員の方との責任・配置の違いがあります。

　　　労働時間も差があることから、有給休暇の付与も所定労働時間などによって違いが出ていますが、これは労働法規に則った規定です。

　　　その他の休暇は基本的に正社員就業規則を準用します。解雇退職・服務規律等も同様です。

　　　賃金については、基本給が時給制になっている等、パートタイマーの特性に応じた違いがあります。

　　　その他については、正社員就業規則の準用箇所も多いですが、期間雇用の方を対象とした無期転換の規定などもあります。

５　以上、就業規則等関連規定の内容をご理解いただき、今後も勤務に励んでいただきますよう、お願い申し上げます。

以上